

## 校則・生徒指導のあり方の見直しに関するQ & A

令和3年5月31日

### (P.1)(1) 見直しの目的

問1 なぜ、校則・生徒指導のあり方の見直しに取り組むのか

(答)

今回の校則の見直しは、令和2年7月に策定した熊本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育て」に基づき、学校改革の一環として取り組むものです。

自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守り、不具合があれば自分たちで見直していくという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒の育成に繋がるよう、取組をお願いします。

### (P.1)(2) 見直しの観点及び枠組み

問2 校則・生徒指導のあり方を見直す際の基準は

(答)

生徒指導の3機能「児童生徒に自己存在感を与えること」「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」に沿っているかを基準として見直しを行います。

見直しに当たっては、「児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みを構築すること」「校則が必要かつ合理的な範囲内で制定されること」「校則を公表すること」の3つの観点を踏まえ、枠組み作りを行ってください。

### (P.2)(3) ア 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

問3 意見聴取や協議を行う時間は、どう確保したらよいか

(答)

特別活動などの教育課程の中で行うことが望ましいと考えます。

例えば、全員の意見を集めるのはタブレット端末から期間中にアンケートに回答してもらったり、意見を投稿してもらったり、朝の会や帰りの会で行ったりするなどして、協議の時間は児童会や生徒会などの特別活動を利用したり、学級活動として学級や学年ごとに話し合ったりするなど、学校の実情に応じて実施してください。

問4 令和3年度から見直しの仕組みを必ず作らなければいけないのか

(答)

令和3年度から、教職員と児童生徒、保護者が参画する見直しの仕組みを構築し、少なくとも年度内に1回はこの3者による協議・見直しを行ってください。

児童会や生徒会などの既存の仕組みを活用する場合は、全ての教職員や児童生徒、保護者が意見を表す機会を得られるよう工夫をお願いします。また、協議にあたっては、様々な意見が出るように、児童生徒の参加者数のバランス等にも留意してください。

問5 見直しの仕組みは、各学校で独自に考えてもよいか

(答)

各学校において、独自の見直しの仕組みを構築していただいて構いませんが、少なくとも年度内に1回は、教職員と児童生徒及び保護者の3者間で協議を行い、見直してください。

問6 学校評議員等の参加は必須か

(答)

学校評議員等の参加は必須ではありませんが、各学校の判断で、協議にご参加いただいても構いません。学校内では気付かないような視点を持った方に関わっていただくことで、協議がよりよいものになる場合もあると考えます。

問7 協議における「人数のバランス」とは具体的にどのようなことか

(答)

大人の人数に対して子どもの人数が少ない場合、子どもは発言しにくいと思うかもしれませんが、子どもたちの多様な意見を聞くためにも、当事者である子どもが発言しやすい人数となるよう配慮をしてください。

また、子どもの中には、自分の意見を伝えることが難しい子どももいます。進行役が発言を促し、発言の趣旨を確認するなど、意見を表しやすい雰囲気づくりを心がけてください。

問8 「協議に必要な情報を提供」するとあるが、どのような情報を想定しているか

(答)

共有する情報については、全般的な事項としては、校則の見直しに児童生徒や保護者が参画することの意義、児童の権利に関する条約や人権・LGBTに関する基本的な情報などが考えられます。個別の事項としては、問題になっている校則に対する賛否両論の意見、校則改正に関する報道などといったものが考えられます。

これらについて、全てを教職員が行う必要はなく、場合によっては学識者に講話を求めることや、児童生徒に自ら調べて発表させることなども考えられます。

情報がなくては、自ら考えて意見を表明したり、アンケートに回答したりすることができません。そのため、時間的余裕をもって考えることができるよう、日頃からの情報の提供や共有が大切です。

問9 校則の最終的な決定権は校長でよいか

(答)

校則の見直しについては、教職員や児童生徒、保護者が関わる仕組みを構築したうえで、必要かつ合理的な範囲内で校則を制定すること等が必要ですが、校則の最終的な決定権は、校長にあります。校長は、協議の結果を尊重することを基本としますが、協議での結果と異なる決定をする場合は、教職員や児童生徒、保護者へその理由の説明を行ってください。

なお、校長とは別に教育委員会も、学校の設置者として、学校に関する各種の規則を制定できます。

### 関係規定

「熊本市立小中学校の管理運営に関する規則」及び「熊本市立高等学校の管理運営に関する規則」を改正しました（令和3年4月1日施行）。

○改正のポイント

- ① 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定可。
- ② 校則の制定又は改廃に教職員、児童生徒及び保護者を参画させる。
- ③ 校則は公表。

○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則

(学校規程の制定)

第36条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。

- 2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。

問 10 児童生徒を校則の見直しに参加させることについて、特に小学生低学年は校則の意味を理解したり話し合いをしたりすることが難しいのではないか

(答)

今回の見直しの目的の一つは、児童生徒が自分たちの決まりは、自分たちで考え、自分たちで決めて、自分たちで守り、不具合があれば自分達で見直していくという民主主義の基本を身に付けてもらうことです。低学年であっても、発達段階に応じて方法を工夫し、校則の意味を理解したり話し合ったりする場を設けてください。

### (P. 3) (3) イ 必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて

問 11 ガイドラインで示された見直しのポイントについて、具体的にはどのような校則が対象か

(答)

ガイドラインP. 3の①～③に該当する校則(くらしのきまり、生徒心得等)の規定については、各学校において必ず改定してください。

また、④の規定については、各学校において見直してください。

①生まれ持った性質に対して許可が必要な規定

(例) 生まれつき髪色が黒くない、またウェーブがかかった髪の生徒は、その旨を担任に申し出て、生徒指導部の承認を受ける必要がある規定

②男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定

(例) 男女別の制服や髪形の規定

(例) 男子の頭髪は端正にし、髪が耳や襟にかからないようにする等の規定

③健康上の問題を生じさせる恐れのある規定

児童生徒や保護者の判断で、気候や体調に合わせた服装の選択ができないもの。

(例) 衣替え時期の固定的な運用を定めた規定(冬服は12月1日以降着用等)

服装の着用方法等について柔軟性のない規定(半袖シャツの上にセーターは着用できない(長袖シャツ着用の場合のみセーター着用可)等)

許可を得なければ長ズボンを着用できないなど、各個人の体調に合わせた判断ができない規定(体調が悪い場合は、許可を得たうえで長ズボンを着用することができる等)

④合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定

(例) 靴下の長さは床から15cmとする規定(長さを指定する必要性の検討)

〇〇らしい(イメージの共有ができないものについての必要性・具体化の検討)

下着の色は白(選択の余地の有無、細かく指定する必要性の有無、家庭での身だしなみの指導で足りるのではないかな等の検討)

問 12 服装に男女の区別をしないということは、制服の見直しも必要ということか

(答)

新たな制服への変更は必須ではありませんが、例えば、男子は学生服、女子はセーラー服など男女の区分がある場合は、どちらも選べるように見直しが必要です。

このような見直しは、性的マイノリティへの配慮としてだけでなく、性別による固定されたイメージを強要されることや、寒暖への対応、動きやすさなど、様々な理由によるものです。なお、どちらの服を選んだとしても、それを契機としたいじめや差別が生じるのではないよう、十分な支援が必要です。

問 13 「高校生、中学生らしい」という表現はしてはいけないということか

(答)

「〇〇らしい」という表現は、あいまい、不明確な表現であり、恣意的に解釈され易いため、指導が主観的で納得できないとか、教職員も指導に苦慮するという意見がアンケートでも見られました。

しかし、「〇〇らしい」という表現を使わなければ、逆に細かい規定が増えてしまう場合も考えられます。したがって、「〇〇らしい」という表現を使う場合には、毎年度の見直しにおいて、教職員、児童生徒、保護者が内容について共通理解を図り、恣意的に解釈されるおそれがないようにする必要があります。

問 14 明文化されていない慣例的な校則も対象か

(答)

明文化されていないものも対象となります。なお、必要なものとして協議の場で判断されたものについては、校則として明記してください。

問 15 協議の結果、校則を変更しないこともあってよいか

(答)

ガイドラインP. 3①～③に該当する規定（人権上の問題がある規定）がない場合等においては、協議の結果、変更しないこともあり得るものと考えます。ただし、その場合も、毎年協議等を行い、その結果は教育委員会にご報告ください。

(答)

問 16 校則には本来は家庭で行うべきことも含まれる場合があるがどう対応すべきか

家庭での生活のきまりについては、学校の校則として規定する必要があるか、保護者を含めた見直しの仕組みの中で検討してください。このことで、学校と家庭の役割について、保護者と共通理解を得る機会にもなると考えます。

法律・条例等で定められているきまり（未成年の立入禁止など）、地域のきまり（公園での遊び方など）、生活上・道徳上のマナーなどは、校則として守るのではなく、それ自体が守るべき法律やマナーであることを指導することが適切です。

問 17 ガイドラインの①～④に当てはまらなければ、「必要かつ合理的な範囲内」といえるのか

(答)

ガイドラインの①～④は、どの学校でも必ず当てはまる規定を挙げたものですが、それ以外の規定についても、各学校の状況に応じて「必要かつ合理的な範囲内」かどうかの判断を行う必要があります。例えば、「登下校時には名札をつける」というきまりは、地域の状況によっては、防犯上の問題がある可能性もあります。

「必要かつ合理的」かどうかは、目的と手段の両方について判断します。そのきまりの目的は何か、目的に照らして効果的な手段であるか、他にもっとよい方法がないかなどを、児童生徒、保護者、教職員で話し合っただけで判断してください。

#### **(P. 4) (3) ウ 校則の公表について**

問 18 各学校のホームページに公開する趣旨は何か

(答)

ホームページへ公開することによって、保護者だけでなく、地域の方々が共通した認識により子どもたちを見守ることに繋がるものと考えます。

令和2年10月に実施したアンケートの結果では、多くの保護者が自分の子どもの学校の校則を知らないという状況がみられました。そのため、入学時や年度当初に一度配付するだけでなく、常に参照できるようにしておくことが大切です。また、校則の情報を公開することは、学校が指導についての説明責任を果たすことにも繋がります。児童生徒、保護者、教職員の皆で決めた学校のきまりとして共有する意味もあります。

情報提供の方法については、「市政情報の市民提供に関する基本的な考え方」を踏まえ、校則に関する情報についても、各学校のホームページで現在案内している情報（教育計画や学校評価等）と同様に、ホームページを利用した情報提供等を行ってください。

問 19 見直しを行った場合、その都度学校でホームページの修正を行うのか

(答)

見直しを行う度に、速やかに(少なくともその学期のうちに)ホームページに反映させてください。

**(P. 4) (4) 校則見直しのスケジュールについて**

問 20 校則見直しに係る協議は、年度ごとに行う必要があるのか。

(答)

令和3年度から、教職員と児童生徒、保護者が参画する見直しの仕組みを構築し、少なくとも年度内に1回はこの3者による協議・見直しを行ってください。

問 21 校則を改正する場合は、どのタイミングで行ったらよいか

(答)

随時、改正を行ってください。改正後は、児童生徒が話し合った成果を実感し、自分達のルールとして守ることができるよう、速やかに(特段の理由がない限り、改正した年度内に)実施できるよう配慮してください。



問 24 生徒指導の見直しとはどういうことか

(答)

生徒指導とは、児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力（自己指導能力）を高めることを目指して行われる教育活動で、すべての児童生徒のそれぞれの人格のより良い発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。

つまり、生徒指導の見直しとは、上記の内容を学校全職員で共通認識を図るとともに、現在学校で行っている生徒指導が、生徒指導の本来の趣旨から外れているものについては学校内で協議し、改善を図ることです。

生徒指導の見直しを行うことで、教員による体罰や暴言、人権を無視したような言動をなくすと同時に、児童生徒や保護者等の学校への信頼にもつながるものと考えます。

問 25 教職員からの働きかけとは、具体的にどのようなことか

(答)

生徒指導は、単に望ましい行動の内容について教えることにより児童生徒を指導するというだけではなく、児童生徒が自ら考え主体的に行動することを促すことを通じて指導・援助することが重要です。

教職員は、児童生徒間の少数意見や反対意見などにも十分に配慮しながら、児童生徒が自ら考えることを促し、教職員自らの指導についても定期的に振り返る姿勢が大切であると考えます。